

宇都宮市特殊詐欺被害防止協力店登録制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、特殊詐欺被害未然防止活動（以下、「協力活動」という。）について宇都宮市と協働する市内の小売店舗等を、特殊詐欺被害防止協力店（以下、「協力店」という。）として登録し、広く周知することにより、特殊詐欺被害の未然防止対策を強化し、地域全体で犯罪に対する監視性を高めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 特殊詐欺

面識のない不特定の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込みその他の方法により、現金等をだまし取る詐欺をいう。

(2) 事業者

小売店舗等を経営する法人の代表者、または、店長等の小売店舗等の責任者をいう。

(登録)

第3条 事業者は、宇都宮市内の小売店舗等において、協力活動を行い、または行おうとする場合において、特殊詐欺被害防止協力店登録届（以下「届出書」という。）を市長に提出することにより、当該小売店舗等が協力店として登録されるものとする。

2 市長は、届出書の提出があったときは、当該事業者が届け出た小売店舗等を協力店として登録し、また、協力店であることを標示するため、ポスター、ステッカーその他の標示物を交付するものとする。

3 市長は、協力店の名称、所在地等を市民に周知するため、本市のホームページや広報紙、刊行物への掲載等により公表するものとする。

(登録の変更)

第4条 事業者は、登録内容について変更がある場合は、特殊詐欺被害防止協力店登録変更届を市長に提出するものとする。

(登録の廃止)

第5条 事業者は、協力店の登録について廃止をしようとする場合は、特殊詐欺被害防止協力店登録廃止届を市長に提出するものとする。この場合、事業者は、第3条第2項により交付された標示物の掲示を、すみやかに中止しなければならない。

2 市長は、前項の届出を受けたときは、協力店の登録を抹消するものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、第3条第2項により交付された標示物を、協力店の来店者にわかりやすい位置に掲示することにより、協力店であることを標示するものとする。

2 事業者は、協力店において営業に従事する者(以下「従業員」という。)に対して、協力活動に必要な知識の普及に努めるものとする。また、従業員が協力活動を行う環境整備に努めるものとし、来店者に特殊詐欺被害が発生した場合には、警察への通報等により、被害者を支援するものとする。

(広告への表示)

第7条 事業者は、同事業者が発行する広告等に協力店である旨を表示することができるものとする。

(関係機関との連携)

第8条 市長は、栃木県警察と連携してこの事業を実施するものとし、事業者に対し特殊詐欺に係る情報の提供等を行うものとする。

(様式)

第9条 この要領に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第10条 この要領の実施のために必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年10月25日から適用する。